

市有施設の照明設備 LED 化調査業務委託 仕様書

1. 業務名称

市有施設の照明設備 LED 化調査業務委託

2. 目的

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一環として、本市では 2030 年までの公共施設の LED 化を検討しているところである。

そこで本業務では、2030 年までの公共施設の LED 化に向けた市有施設全照明詳細調査を実施したうえで、LED 化に係る更新計画の作成、更新に係る費用及び省エネ効果の把握を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

4. 履行場所

八代市内一円（対象施設一覧表（別紙 1）の通り）

5. 契約方法

契約は総額契約とする。

6. 支払方法

業務委託完了後、一括払いとする。

7. 業務内容

業務内容については以下の（１）（２）の通りとする。それぞれの調査に必要な調査項目は①から④に示す通りとする。

調査項目	対象施設
（１）令和 8 年度更新分に係る調査	
① LED 化に係る現況調査 ② LED 化に係る更新計画策定 ③ LED 化に要する更新費用算定 ④ LED 化による省エネ効果算出	令和 8 年度更新分対象施設については、市民利用が多い、施設当たりの照明数が多い、避難所指定されているなどの視点から優先して調査すべき施設について、受託者のプロポーザル時の企画提案書を元に市と協議の上決定するものとする。
（２）令和 9 年度以降更新分に係る調査	
① LED 化に係る現況調査 ② LED 化に係る更新計画策定 ③ LED 化に要する更新費用算定 ④ LED 化による省エネ効果算出	令和 8 年度更新分以外。

8. 業務における留意点

- (1) 調査の際に施設内で作業を行う場合の日程調整等、施設管理者への連絡は受託者により行うこと。
- (2) 施設内での作業においては、施設運営や市民の施設利用に支障がないように計画すること。

9. 成果物の提出

- (1) 令和8年度更新分に係る調査結果資料とその他成果物の提出について

令和8年度更新分に係る調査結果資料とその他成果物については、令和7年10月10日（金）までに次のアからオに示す書類を委託者に提出すること。

ア 照明台帳の作成

7（1）で調査した結果に基づき、令和8年度更新分の照明器具について、別紙2で示す参考様式を元に施設ごとに照明台帳を作成すること。また、全ての施設の集計結果を作成すること。

なお、図面で判別可能な照明については、現地調査を省略可とする。その場合にあっても、施設所管課へのヒアリングは実施すること。

イ 器具配置図作成

7（1）で調査した結果に基づき、令和8年度更新分の照明器具について施設一覧のうち、図面が“有”又は“簡略”となっている施設に関しては、図面を確認のうえ、追加や修正があれば記入し、修正がない場合は調査を行った旨を書き足すこと。図面が“無”となっているものは、照明台帳と突合可能な配置図を作成すること。

ウ 省エネ効果一覧表

既存照明をLED化して得られる省エネ効果を施設毎に記載すること。併せて、更新年度ごとの全体の省エネ効果についても算定すること。

エ 更新費用積算書

令和8年度に係る照明のLED化に必要な費用を積算すること。積算にあたっては2以上の更新方法（例えば、工事請負とリース等）について積算し、比較すること。また、積算根拠を明確にし、根拠資料には、労務単価や歩掛かり、機器単価の公表されている実勢価格等を使用して、適正な積算を行うこと。

オ 更新計画書

令和8年度の各施設の更新年度を市と協議したうえで計画すること。

- (2) 令和9年度以降更新分に係る調査結果資料とその他成果物の提出について

令和9年度から令和12年度更新分に係る調査結果資料とその他成果物については、委託期間終了までに次のアからオに示す書類を委託者に提出すること。

ア 屋内照明台帳の作成

7（２）で調査した結果に基づき、令和９年度から令和１２年度更新分の照明器具について、別紙２で示す参考様式を元に施設ごとに照明台帳を作成すること。また、全ての施設の集計結果を作成すること。

なお、図面で判別可能な照明については、現地調査を省略可とする。その場合であっても、施設所管課へのヒアリングは実施すること。

イ 器具配置図作成

7（２）で調査した結果に基づき、令和９年度から令和１２年度更新分の照明器具について、施設一覧のうち、図面が“有”又は“簡略”となっている施設に関しては、図面を確認のうえ、追加や修正があれば記入し、修正がない場合は調査を行った旨を書き足すこと。図面が“無”となっているものは、照明台帳と突合可能な配置図を作成すること。

ウ 省エネ効果一覧表

令和９年度から令和１２年度における更新により、既存照明をLED化して得られる省エネ効果を施設毎に記載すること。併せて、更新年度ごとの全体の省エネ効果についても算定すること。

エ 更新費用積算書

令和９年度から令和１２年度の各更新年度に係る照明のLED化に必要な費用を積算すること。積算にあたっては２以上の更新方法（例えば、工事請負とリース等）について積算し、比較すること。また、積算根拠を明確にし、根拠資料には、労務単価や歩掛かり、機器単価の公表されている実勢価格等を使用して、適正な積算を行うこと。

オ 更新計画書

令和９年度から令和１２年度の各施設の更新年度を市と協議したうえで計画すること。

10. その他注意事項

- （１）本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、適宜市担当者と協議を行うこと。
- （２）受託者は、関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たることとし、その内容については市に報告すること。
- （３）業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とすること。
- （４）受託者は、市担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打ち合わせを行うこと。また、市との協議・打ち合わせについては、軽微な事務連絡を除

き、原則として市担当者と対面又はウェブ会議にて行うこと。

- (5) 受託者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行わないこと。
- (6) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は市に帰属することとし、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得ること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務完了後も同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義については、別途協議する。